

令和 5 年度

大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 5 年 8 月 24 日（木）午前 9 時 30 分
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）審議の進め方について
- （3）審議資料について
- （4）大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和５年度大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会運営規程・・・・・・・・・・	1
資料	2	令和５年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・・・・	3
資料	3	令和５年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・・・・	5
資料	4	申出書・・・・・・・・・・	7
資料	5	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）・・	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）・・・・・・・・・・	11
資料	7	令和５年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ・・・・・・・・・・	13
資料	8	大阪府電気機械器具製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・・・	15
資料	9	令和５年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側 9－1）・・・・・・・・・・	17
		（使用者側 9－2）・・・・・・・・・・	21
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット・・・・・・・・・・	25
資料	11－1	令和５年春季賃上げ妥結状況（最終報）・・・・・・・・・・	27
資料	11－2	令和５年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）・・・・・・・・・・	35

大阪地方最低賃金審議会、
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月23日から施行する。

この規程は、平成21年8月26日から施行する。

この規程は、平成25年8月27日から施行する。

この規程は、平成30年8月28日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和５年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和５年６月30日現在

改正決定	最低賃金の件名及び産業分類		意向表明年月日 改正申出年月日	申 出 者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備 考
	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議 長 平間 明弘	2, 098	1, 036 (49. 4 %)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16, 854	6, 750 (40. 0 %)	労働協約ケース
	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	全電線大阪地方協議会 議 長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議 長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会 長 森 義仁	4, 886	2, 927 (59. 9 %)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	53, 841	23, 949 (44. 5 %)	労働協約ケース
	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	電機連合大阪地方協議会 議 長 嶋本 貴至	29, 907	28, 577 (95. 6 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	14, 067	5, 663 (40. 3 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)		令和５年２月 23 日 令和５年６月 30 日	自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	18, 960	6, 309 (33. 3 %)	労働協約ケース

資料 3

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース（30年次 5 レーム）から算出

2023年6月30日

大阪労働局

局長 木原 亜紀生 殿

大阪府門真市門真1006

電機連合大阪地方協議会

議長 嶋本 貴至

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者
賃金の最低額に関する労働協約の適用される労働者数 28,577人
- 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
大阪府において電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - (4) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務以上
適用労働者数：29,907人
- 3 改正を申し出る最低賃金の件名
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 申出の内容
上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 5 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 28,577人



賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	28,577人
大阪府における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	29,907人
=95.6%>3分の1以上	
労働協約上の賃金の最も低い額=1,084円/時間額	
改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額=1,023円/時間額	

6 添付書類

- ①申出を行う者が申出書に掲げる範囲の基幹的労働者を代表する者であることを明らかにすることができる書類
- ②当該労働協約の写し
- ③当該一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類
- ⑤申出について当事者である労働組合の全部の合意があったことを証する書類

以 上



令和 4 年 10 月 31 日

大阪労働局長
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。



大労発基 0704 第 2 号
令和 5 年 7 月 4 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
木原 亜紀生

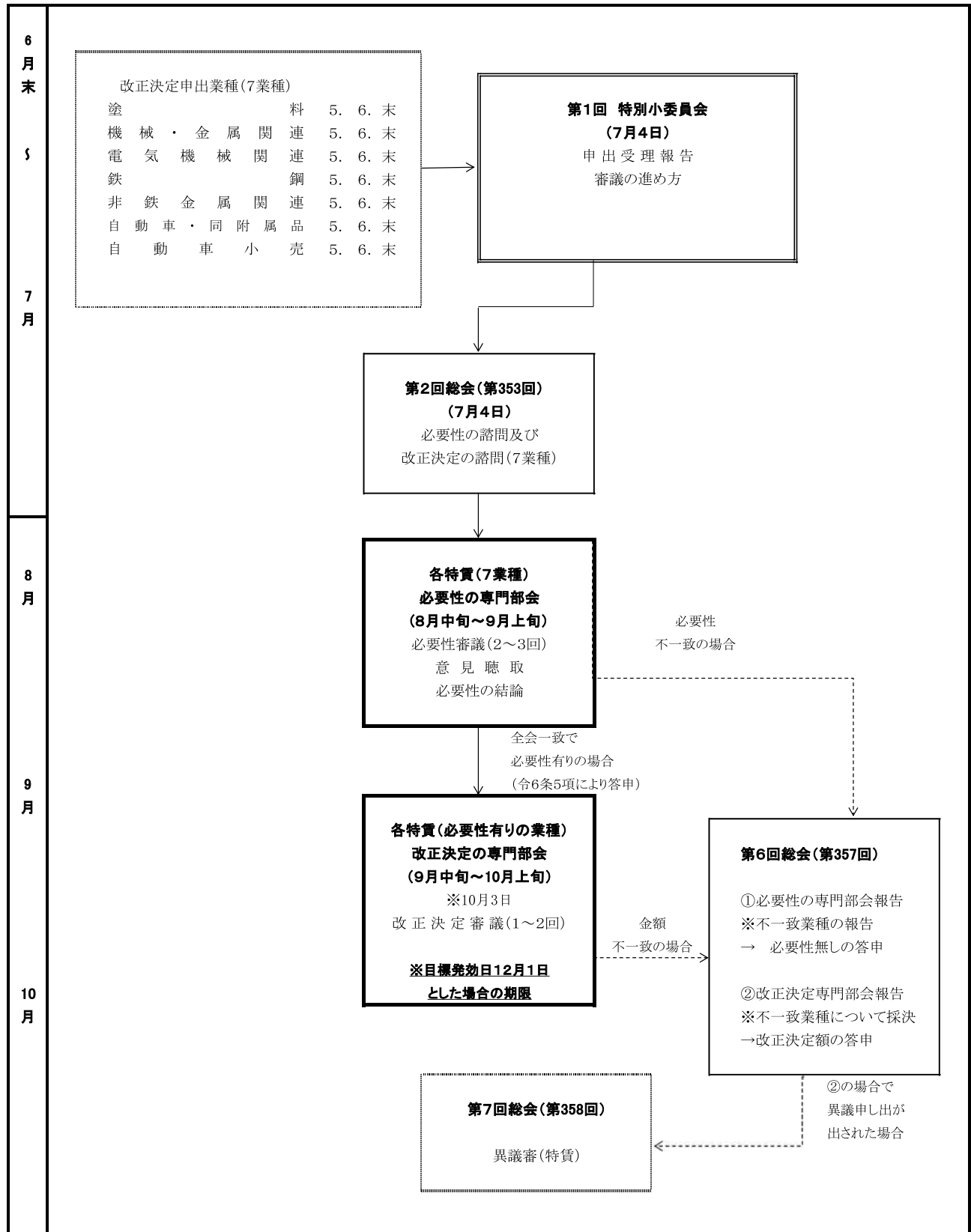
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の
改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額

994円

事業所番号	適用労働者数 (人)	所定労働時間数 (時 間)	所定労働日数 (日)	令和5年協約金額		
				月 額 (円)	日 額 (円)	時間額 (円)
1	3,291	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,129)
2	665	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,129)
3	3,064	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
4	2,062	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
5	2,416	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
6	2,195	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
7	1,578	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
8	93	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
9	829	154.35	19.92	173,500	(———)	(1,124)
10	845	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
11	280	158.67	19.83	173,500	(———)	(1,093)
12	605	158.67	19.83	174,500	(———)	(1,100)
13	422	155.30	20.25	173,500	(———)	(1,117)
14	551	158.00	19.80	173,500	(———)	(1,098)
15	494	150.48	19.41	173,500	(———)	(1,153)
16	160	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,128)
17	104	153.70	19.84	173,500	(———)	(1,129)
18	45	155.00	19.98	173,500	(———)	(1,120)
19	32	153.75	19.83	173,500	(———)	(1,128)
20	3,352	155.00	20.00	174,500	(———)	(1,125)
21	544	155.00	20.00	174,500	(———)	(1,125)
22	61	155.00	20.00	174,500	(———)	(1,125)
23	392	155.00	20.00	173,500	(———)	(1,119)
24	1,068	153.00	19.75	173,500	(———)	(1,134)
25	545	154.30	19.91	173,500	(———)	(1,124)
26	502	154.30	19.91	173,500	(———)	(1,124)
27	261	153.70	19.83	173,500	(———)	(1,128)
28	83	155.64	20.08	179,000	(———)	(1,150)
29	925	153.33	20.00	177,650	(———)	(1,158)
30	140	155.00	20.05	173,500	(———)	(1,120)

31	33	153.70	19.83	173,500	(—)	(1,129)
32	454	155.00	20.00	173,500	(—)	(1,119)
33	280	153.68	19.83	166,500	(—)	(1,084)
34	206	153.75	19.75	179,000	(—)	(1,164)
合計	28,577					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

産別名	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
労・使 側	

1 大阪における産業別最低賃金改正の必要性の有無に係る意見

電機産業に関する特定(産業別)最低賃金の役割と意義は、電機産業に働く全ての労働者、中小・零細企業に働く未組織労働者や非正規労働者の賃金の格差是正に大きな役割を果たしているのみならず、「事業の公正な競争の確保」、すなわち賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きなどを防止し、「付加価値の適正循環」における適正配分実現に向けた機能も持っており、電機産業の発展においても重要な役割を担っていることである。

政府は、正社員と非正規労働者の「同一労働同一賃金」を実現すべく、同じ企業で働く正社員と非正規労働者間での不合理な待遇差の解消を目的に、基本給や一時金などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差および差別的取り扱いを設けることを禁止する取り組みを進めている。一方でパートタイム労働者・有期契約社員や派遣労働者などの非正規労働者が増加の一途を辿り、雇用労働者に占める非正規労働者の割合は 36.2% (※1) に至っている。このような中、電機産業で働く多くの労働者が加入する労働組合で構成される電機連合では、これらの非正規労働者を「ともに働くパートナー」と位置付け、労働条件の底上げ・格差是正の取り組みを行っている。電機連合が、2023 年闘争においても取り組んでいる企業内最低賃金 (=「特定(産業別)最低賃金 (18 歳見合い)」) の協定化や水準引き上げは、企業の枠を超え、電機産業全体の非正規労働者の賃金の底上げ・格差是正に繋がるものとなっている。

電機連合は、特定産業の関係労使がイニシアティブを持ち、労働条件の向上や事業の公正競争を確保する観点から設定するという最低賃金法の趣旨を踏まえ、今後とも特定(産業別)最低賃金の継承・発展を図り、金額改正についても実効性のあるものにしていくことを基本的な方針としている。

電機連合では、2023 年闘争において主要組合 (12 中闘組合) の基幹労働者のベア 7,000 円を獲得し、それに続く拡大中闘組合 20 組合で平均 6,410 円、地闘組合 97 組合で平均 7,018 円のベアを獲得した。企業内最低賃金である特定(産業別)最低賃金 (18 歳見合い) 引き上げの取り組みでは、連合構成産別内でも高位の 173,500 円 (7,000 円の引き上げ) となった。この水準は時間額にして 1,124 円 (※2) である。したがって、電機産業における組織労働者の最低賃金と比較して、公正さを確保する上でも現行の特定(産業別)最低賃金 (現行 994 円) の引上げは絶対に必要である。

また、今年度、大阪における電機連合加盟組合の企業内最低賃金協定締結 (提出) 組合数は 44 組合となり、適用される基幹的労働者数は 28,577 人であった。これは、既に提出している申出書に記載の通り、大阪府における電気機械器具製造業関連最低賃金適用労働者数 (基幹的労働者数) の 95.6% であり、協定賃金水準 (加重平均) は、1,126 円であった。

このような大阪における電機連合の企業内最低賃金協定化の取り組みや今年度の水準引き上げのための取り組みを何としてでも大阪の電機産業に働く未組織労働者や非正規労働者の賃金底上げに繋げていかなければならない。そのためにも現行の特定(産業別)最低賃金(現行 994 円)の引上げは必須である。

※1 総務省「労働力調査」(2023 年 1～3 月平均<速報>)による

※2 $173,500 \text{ 円} \div 154.34 \text{ 時間}$ (2022 年度中關組合の賃金協定上の月間所定労働時間)

2 上記 1 の判断をされた理由(根拠)

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

電機・電子産業の 2022 年度国内生産高は、24.6 兆円(前年度実績比 1.3%増)。分野別では、電気機械分野(重電、家電、工・商業向け)が 6.5%増、情報通信機械分野が 4.5%減、電子部品・デバイス分野が 8.1%減。国内外の産業分野の設備投資回復に伴って電気機械分野で増加した一方、通信インフラ事業がひと段落した情報通信機器分野や、メモリー半導体の世界的な需要減少の影響を強く受けた電子・デバイス分野では減少。なお、情報サービス産業の売上げは前年度実績比 6.1%増の 16.2 兆円となり、ソフトウェア開発・プログラム作成をはじめすべての分野で堅調に売上げが増加。

輸出入では、輸出額は 21.2 兆円(同 7.8%増)。電気機械分野は、世界的な半導体需要の拡大や、脱炭素化に向けた動きを反映し、産業用ロボットや半導体製造装置、蓄電池などの工・商業用電気機械が伸長。輸入額は 19.9 兆円(同 20.8%増)といずれも増加し、電子・電機産業の貿易収支は約 1 兆 2,551 億円の黒字となった。

2022 年度の主要企業(電機連合中關組合企業)12 社の業績は、売上高において 41 兆 942 億円(前年度実績比 7.1%増)、営業利益は前年度実績比 4.8%減少、2023 年度通期業績見通しについては、全体では減収増益となっているが、12 社のうち 8 社で増収増益を予想している。

拡大中關組合企業まで範囲を広げると 2023 年度売上高、営業利益の見通しを公表している 28 社のうち、16 社が増収増益を予想している。

このように電機産業全体や主要組合企業(拡大中關組合含む)の業績を考慮しても、企業の支払能力に概ね問題はないと考える。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

冒頭に述べた通り、電機連合では、2023 年闘争において主要組合(12 中關組合)の基幹労働者のベア 7,000 円を獲得し、それに続く拡大中關組合 20 組合で平均 6,410 円、地關組合 97 組合で平均 7,018 円のベアを獲得した。

企業内最低賃金である特定(産業別)最低賃金(18 歳見合い)引き上げの取り組みでは、連合構成産別内でも高位の 173,500 円(7,000 円の引き上げ)となった。この水準は時間額にして 1,124 円である。

また、大阪の電機産業における賃金改定の状況について、大阪府総合労働環境課の「令和 5 年春季賃上げ交渉妥結状況」によれば、「電気機械器具」（集計組合 9 組合）の妥結額（加重平均）は 11,823 円（対前年比 109.6%増）となった。その金額水準は、製造業（265 組合）全体の妥結額 5,582 円と、製造業の他業種別と比べて今回の集計対象製造業 19 業種の中でも上位にある。

なお、厚生労働省の調査による「令和 4 年度賃金構造基本調査」によれば、新規学卒者（高卒）初任給の平均月額、181,200 円で、時間額にして 1,174 円（※1）となり、現行の産業別最低賃金（994 円）を大幅に上回っている。このような点からも大阪府における電機産業基幹労働者の最低賃金改正の必要性は、論を俟たないと言える。

※1 181,200 円 ÷ 月間所定労働時間 154.34 時間で算出

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

電機連合組合員を対象にした「2022 年度生活実態調査」によれば、家計の収支感を見ると「貯金の取り崩しでやりくりした」という「赤字世帯」は、21.6%であり、昨年より 2.3 ポイント増加したが、依然 20%近い世帯が赤字であり長期的な傾向に変化は見られない。

3 その他

産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブの発揮により労使交渉の補完・代替機能によって、同一産業で働く基幹労働者の最低賃金を形成し、事業の公正な競争の確保に寄与している。コスト削減競争の影響で、労働者の賃金にしわ寄せがきているところもあり、労働者の生活を守ることと、公正な競争を確保する面からもその意義・役割は大きい。この制度を活用することによって、組織労働者の賃金決定の成果を未組織労働者へ波及させ、均等・均衡待遇の実現に大きな役割を果たしている。

このように社会的に重要な意義と役割を持つ産業別最低賃金だが、大阪における主要産業の一つに数えられる電機産業の基幹労働者の最低賃金は、他産業の最低賃金に比べて過去から低水準で推移しており、相対的な引き上げが急務であることも明白である。

令和 4 年度最低賃金

1) 大阪府最低賃金 1 0 2 3 円 (+ 3 1 円)

2) 産業別最低賃金

①塗料製造業 1 0 3 1 円 (+ 3 1 円)

②鉄鋼 9 9 6 円 (※)

③自動車・同付属品 9 9 8 円 (※)

④機械金属 1 0 2 8 円 (+ 3 1 円)

⑤自動車小売 9 9 3 円 (※)

⑥非鉄金属等 9 9 3 円 (※)

⑦電機機械 9 9 4 円 (※)

※大阪府最低賃金が適用

以 上

記 述 責 任 者

電機連合大阪地方協議会

事務局長 狼谷 將之

記述年月日：令和 5 年 7 月 2 4 日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金
労・使側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

○政府は持続的な日本経済成長に向けた賃上げと適正な物価上昇の好循環を目指しており、その起点と位置づけた23年春季交渉においては、物価高を踏まえた社員の生活保障や生産性向上に向けた人への継続的な投資を背景として、平均賃上げ額は10,560円、3.58%（7/5 連合最終集計）と約30年ぶりの高水準となった。大阪府の産業別賃上げ状況においても、電機機械機器の平均賃上げ額は11,719円、4.07%と前年を大きく上回る妥結結果となり、企業規模別でも300人未満が8,213円、3.06%と、賃上げ額では連合集計の全体平均8,021円、3.23%を上回る妥結結果となった。

○経営環境においては、部品の供給不足や原材料価格の高騰が徐々に落ち着いてきていること等を背景に国内製造業は大企業、中小企業ともに業況判断DIが改善傾向にあるが、電機機械においては欧米のインフレリスクや中国市況の低迷を背景に景況感は悪化。今後の見通しについても中国市況回復遅れなど不透明感が強い。

○このように依然として厳しい経営環境にはあるものの、高止まりする消費者物価指数や勤労世帯の実質的な実収入の状況を鑑みれば、最低賃金については生活水準維持の観点から少なくとも大阪府の2022年平均物価上昇率2.5%を上回ったうえで、支払い能力の観点で企業規模300人未満の賃上げ率である3.1%と同程度の水準引き上げが妥当と考える。すでに7/28開催された中央最低賃金審議会にて大阪は41円（4%）の改定目安額が示され、23年度は1,064円となる可能性が高い見通したが、万が一大阪府地域最低賃金が現行の1,023円から3.1%引き上げとなる1,055円を下回った場合は、特定最低賃金の改正が必要と考える。

○2023年春季闘争に登録した電機連合直加盟組合のうち、最低賃金の水準改善を実施した組合は全体の53%であり、企業規模1,000人未満の最低賃金の水準引上げ率は2.5%となっている。前述の3.1%の目安引き上げ率は電機連合加盟組合の引き上げ率を大きく上回っていることから妥当な水準であると考え。継続的な賃上げを実現するためにも、来年以降の企業の支払い能力に影響を及ぼすような過度な引き上げを行うべきではない。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

○23年6月の業況判断は、部品の供給不足や原材料価格の高騰が徐々に落ち着いてきていること等を背景に製造業では大企業、中小企業ともに改善、9月見通しについても自動車などの生産回復を見込み改善傾向にある。一方で電機機械は欧米でのインフレや中国市況の回復遅れを背景に大企業、中小企業ともに景況感は悪化した。9月見通しは下期以降の中国の市況回復等を想定し改善見込みであるが、第2四半期の中国GDP成長率は市場予想を下回っており景気回復への懸念が強まっている。

○また、売上・収益の面では、成長性・収益性ともに前年度から鈍化傾向にある。とりわけ経常利益は対前年度から減少計画であり、中小企業に至っては2年連続で減少の見通しとなっている。

◇電機産業における経営者の認識

・日銀短観調査の「業況判断」より（7月3日公表）

（「良い」－「悪い」：%ポイント）

ト）

	大企業					中小企業				
	'23.3	'23.6（今回）		'23.9（先行き）		'23.3	'23.6（今回）		'23.9（先行き）	
		3月からの 変化	6月からの 変化	3月からの 変化	6月からの 変化					
電気機械	3	2	-1	10	8	-3	-8	-5	0	8

はん用機械	16	18	2	18	0	7	4	-3	3	-1
生産用機械	24	20	-4	20	0	1	-8	-9	2	10
自動車	-9	5	14	9	4	-24	0	24	8	8

・日銀短観調査の「売上・収益計画」より（7月3日公表）

（前年度比：%）

		2022年度	2023年度（計画）	修正率
売上	大企業（製造業）	11.3	2	0.9
	中小企業（製造業）	6.1	2	0.9
経常利益	大企業（製造業）	11.7	-7.0	1.2
	中小企業（製造業）	-7.8	-2.2	1.6

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

- 令和5年の大阪府の賃上げ妥結状況において、電機産業の平均妥結額は11,719円と製造業全体を上回り、賃上げ率は4.07%と全産業および製造業全体よりも高い結果となっている。
- 一方、企業規模別では規模が小さくなるほど妥結額、賃上げ率ともに低くなっており、格差が拡大傾向にある。

◇春季賃上げ妥結状況

・大阪府商工労働部 春季賃上げ妥結状況 産業別（最終報／6月5日発表）より

項目		2023年 （令和5年）	2022年 （令和4年）
全産業計	妥結額（円）	10,792	5,967
	賃上げ率（%）	3.62	2.00
製造業平均	妥結額（円）	11,475	6,307
	賃上げ率（%）	3.84	2.07
電気機械器具	妥結額（円）	11,719	5,796
	賃上げ率（%）	4.07	1.99

・大阪府商工労働部 春季賃上げ妥結状況 企業規模別（最終報／6月5日発表）より

項目		2023年 （令和5年）	2022年 （令和4年）
1,000人以上	妥結額（円）	11,241	6,026
	賃上げ率（%）	3.70	1.98
300～999人	妥結額（円）	9,883	5,867
	賃上げ率（%）	3.48	2.08
299人以下	妥結額（円）	8,213	5,476
	賃上げ率（%）	3.06	2.04

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- 大阪府の「賃金」「労働時間」「雇用」面における各種指標は、昨年に続き前年比でプラスとなっている。
- 大阪の令和4年の消費者物価指数は、対前年2.5%と3年ぶりにプラスに転じ、直近6月でも前年同月比3.5%と前月より0.2%下落したものの17か月連続で前年同月を上回っている。
- 勤労者世帯の実収入は名目で2.0と増加しているが、物価高を受けて実質は対前年▲1.0となっている。

◇主要労働経済指標

・大阪府総務部 毎勤統計地方調査資料より（事業所規模 5人以上（調査産業計）） （対前年比）

項目	2022年 (令和4年)	2021年 (令和3年)	2020年 (令和2年)
賃金（現金給与総額）	2.2	0.8	▲1.7
労働時間（総実労働時間）	0.1	1.0	▲3.4
雇用（常用労働者の雇用指数）	0.4	0.1	0.0

・大阪労働局 労働市場月報より （倍率） <>内は対前年度差

雇用（有効求人倍率）	1.27 <0.13>	1.14 <▲0.04>	1.18 <▲0.56>
------------	----------------	-----------------	-----------------

・大阪府総務部 大阪市消費者物価指数より （対前年比）

物価（消費者物価総合指数）	2.5	▲0.6	▲0.1
---------------	-----	------	------

・総務省統計局 家計調査より （対前年比） <>内は実

質

消費支出（二人以上世帯）	1.2	0.7	▲5.3
実収入（勤労者世帯）	2.0 <▲1.0>	▲0.7 <▲0.4>	4.0 <4.0>

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏 名 大久保 好伸

記述年月日：令和5年7月31日

令和4年度大阪府内の最低賃金

		適 用 の 範 囲		
大阪府最低賃金		時間額(発効年月日)	1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名		時間額(発効年月日)	適 用 が 除 外 さ れ る 方	
塗 料 製 造 業		1,031円 (令和4年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業		1,028円 (令和4年12月1日)		
鉄 鋼 業		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		備 考
非鉄金属・同合金圧延業、 電 線 ・ ケ ー ブ ル 製 造 業		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		
自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		
自 動 車 小 売 業		1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ① 中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ② 業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③ 他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



令和5年6月5日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・松浦

▽直通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:419組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 10,792円(前年:5,967円)

□ 賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額が10,000円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となる。
- 企業規模別の妥結額は、全ての規模で前年より大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月 24 日までに妥結額が把握できた

528組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな419組合(123,381 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/ 各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

- ・岸田総理は、令和4年 11 月 10 日に開催された「第 12 回新しい資本主義実現会議」において、「来春の賃金交渉に向けた賃金引き上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている」として、労使に対して、「物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を強くお願いする」と述べ、2023 春闘における賃上げの実現に期待感を示しました。
- ・また、令和5年1月4日の年頭記者会見において、「成長と分配の好循環の中核である賃上げを何としても実現しなければならない。この 30 年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。この問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる。今年の春闘について、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と述べました。

〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和4年 12 月 1 日に公表した「2023 春季生活闘争方針」をふまえ、「物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ生活がより厳しい層への手当てが不可欠である。各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げ5%程度を目標に取り組んでいく」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和5年1月1日の日本経済新聞社などの年頭インタビューにおいて、「物価を重視して賃上げの努力をするのは企業の責務だ。賃上げのきっかけは(資源高や円安による)コストプッシュ型かもしれないが、持続的な物価と賃金上昇の好循環につなげることが一番大切だ。できるだけ(基本給を底上げする)ベースアップを中心にやってほしいと会員企業に呼びかける」と述べました。

〈経済的背景〉

- ・内閣府は、令和5年1月 25 日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、また、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

- ・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月 15 日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2023 春季生活闘争の方針と課題）」（令和4年12月） 〈基本的な考え方〉 ・「未来づくり春闘」に向けて、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進行してきた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの中期的な分配構造の転換を射程に入れた従来のフレームに急性インフレと慢性デフレが重なった「物価上昇への対応」という新たな要素を加えて方針を組み立てた点が特徴。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる賃金水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・所得階層別にみると下位20%の勤労者世帯では、「勤め先収入」と給付金や子ども手当などの「社会保障給付」だけでは生活が賄えず赤字になっていることから、デフレマインドを払拭し、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進める。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分3%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%程度 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,750円、月給288,500円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,150円以上をめざす。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「23年国民春闘 方針」（令和5年1月） 〈基本的な考え方〉 ・9月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6ヵ月連続のマイナスとなった。 ・名目賃金は緩やかに増えているが、それ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっている。 ・企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加した。 ・正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざす。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ要求：月額30,000円以上、時間額190円以上 ・最低賃金要求：月額225,000円以上、時間額1,500円以上	○経団連「2023年版経営労働政策特別委員会報告」（令和5年1月） 〈連合「2023 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合が2023 春闘方針で示しているデフレからの脱却や「人への投資」、日本全体の生産性引き上げの必要性、サプライチェーンにおける取引適正化の推進など、基本的な考え方や方向性、問題意識の多くは経団連と基本的に一致。 ・「賃上げ分3%程度、定昇分含め5%程度」などの賃金要求指標は、賃金引き上げのモメンタムが始まったとされる2014年以降の賃金引き上げ結果と比べて大きく乖離。建設的な賃金交渉をめざす観点から、要求水準自体については慎重な検討が望まれる。 〈基本的な考え方〉 ・2023の春季労使交渉においても、「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持。その上で、自社の経営状況を労使で正しく共有した上で、様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼び掛けていく。 ・「人への投資」として「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」を積極的に検討し、成長の果実を働き手に適切に分配することが必要。 ・「賃金引き上げ」では、月例賃金や諸手当、賞与、一時金を柱として自社に適した方法の検討・実施、「総合的な処遇改善・人材育成」では、エンゲージメント向上を軸に「働きがい」と「働きやすさ」に資する諸施策の導入・拡充が必要。 ・労使は「闘争」の関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーとの認識の下、経団連はわが国が抱える社会的課題の解決に向けて未来を「協創」する労使関係をめざしていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、8,213 円(対前年比:2,737 円増、50.0%増)

「300 から 999 人」が、9,883 円(対前年比:4,016 円増、68.5%増)

「1,000 人以上」が、11,241 円(対前年比:5,215 円増、46.4%増)となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が11,475 円、非製造業の妥結額平均が10,029 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(10,792 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(14,095 円)」、「輸送用機械器具(12,605 円)」、「化学(12,503 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(7,611 円)」、「非鉄金属(7,979 円)」、「運輸業・郵便業(8,340 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	要結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賞金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

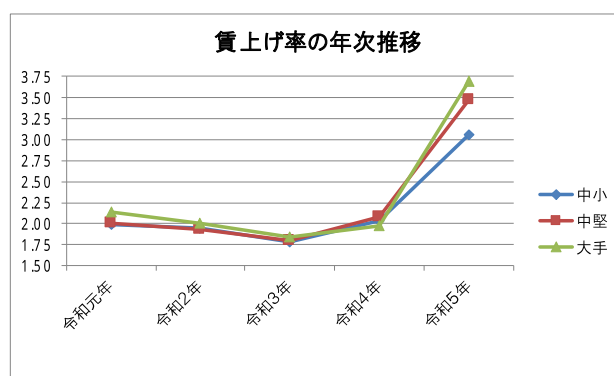
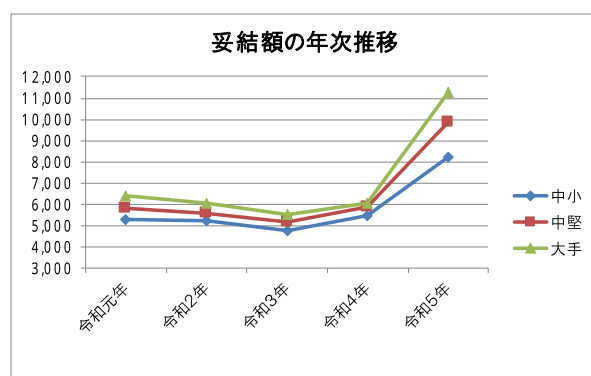
令和5年は、401組合の集計結果を表しています。

■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	18	297,173	8,179	2.75
	30～99人	87	256,513	7,537	2.94
	100～299人	107	271,377	8,416	3.10
299人以下		212	268,403	8,213	3.06
300～999人		77	283,982	9,883	3.48
1,000人以上		130	303,611	11,241	3.70
総平均		419	297,853	10,792	3.62

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75
	30～99人	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94
	100～299人	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10
299人以下		5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06
300～999人		5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48
1,000人以上		6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70



※各年の妥結額は、その年の最終報時点、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況（集計組合数:419組合）【加重平均】

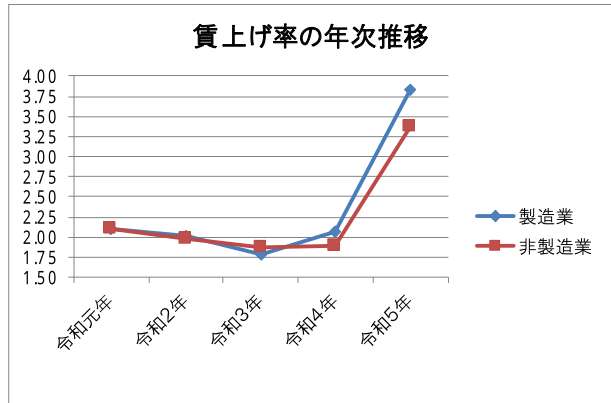
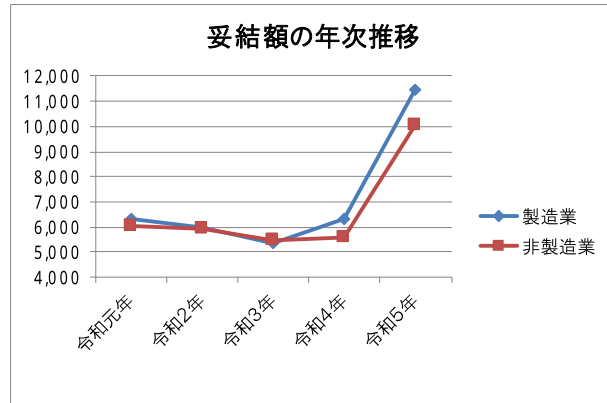
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		419	123,381	297,853	10,792	3.62	14,412
製 造 業	製造業平均	303	65,079	299,194	11,475	3.84	13,876
	食料品・たばこ	27	4,665	297,829	11,380	3.82	13,922
	繊維、衣服	29	4,647	288,730	11,247	3.90	14,458
	木材、家具・装備品	3	500	279,137	9,644	3.45	12,700
	パルプ・紙・紙加工品	6	505	276,675	11,486	4.15	12,009
	印刷・同関連	7	814	253,832	4,601	1.81	9,620
	化学	36	3,994	305,037	12,503	4.10	14,773
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	3	593	251,381	8,968	3.57	17,160
	ゴム、皮革製品	3	200	240,953	4,820	2.00	8,741
	窯業・土石製品	2	81	240,364	13,161	5.48	9,173
	鉄鋼	32	6,434	295,493	10,554	3.57	12,762
	非鉄金属	15	1,321	279,042	7,979	2.86	12,551
	金属製品	46	8,900	267,741	8,507	3.18	11,255
	機械器具	67	16,687	316,485	14,095	4.45	15,921
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	10,054	3.40	
	電気機械器具	10	2,549	287,892	11,719	4.07	14,146
	情報通信機械器具	1	12	332,550	12,400	3.73	19,400
	輸送用機械器具	12	11,162	318,867	12,605	3.95	13,875
	その他の製造	3	2,005	291,934	4,800	1.64	11,146
非 製 造 業	非製造業平均	116	58,302	296,355	10,029	3.38	15,127
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	246,966	11,814	4.78	15,000
	建設業	3	1,627	304,880	10,374	3.40	13,701
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,407	309,027	7,611	2.46	19,062
	うち、通信・放送	1	373	249,722	11,000	4.40	28,000
	うち、情報サービス	1	11	170,853	3,000	1.76	10,000
	うち、情報制作(出版等)	15	1,023	332,136	6,425	1.93	15,293
	運輸業・郵便業	28	14,017	307,869	8,340	2.71	13,525
	うち、私鉄・バス等	5	8,860	306,844	8,453	2.75	
	うち、道路貨物輸送	13	4,816	313,785	8,035	2.56	13,338
	うち、郵便業						
	うち、その他	10	341	250,935	9,694	3.86	17,015
	卸売・小売業	47	32,265	293,845	10,258	3.49	14,797
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、金融・保険業						
	うち、不動産業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	1	467	274,220	5,062	1.85	5,062
	飲食店、宿泊業	2	651	232,337	9,596	4.13	11,837
	生活関連サービス業、娯楽業	2	30	295,900	11,148	3.77	14,136
	医療、福祉、教育、学習支援業	6	330	296,828	6,568	2.21	26,950
	うち、教育・学習支援業	4	123	276,533	6,063	2.19	24,862
	うち、医療・福祉	2	207	308,887	6,868	2.22	28,191
	複合サービス事業、サービス業	8	4,691	290,367	10,959	3.77	18,256
	うち、複合サービス事業	2	2,175	268,667	7,016	2.61	19,224
	うち、自動車整備・機械修理	1	4	399,350	5,000	1.25	2,000
	うち、賃貸・広告業						
	うち、その他	5	2,512	308,983	14,383	4.65	17,436

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないと思われることから、結果の利用にはご注意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな401組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84
非製造業	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和5年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
第1報	4月3日	657組合	567組合	195組合	171組合	117組合	101組合
		19,271円	14,213円	9,263円	5,918円	10,739円	6,403円
第2報	4月19日	726組合	657組合	428組合	377組合	291組合	273組合
		18,965円	13,934円	8,348円	5,200円	9,615円	5,838円
第3報	5月12日	761組合	706組合	544組合	478組合	427組合	413組合
		18,747円	13,839円	8,126円	5,226円	8,837円	5,315円
最終報	6月5日	771組合	735組合	555組合	514組合	528組合	479組合
		18,703円	13,652円	8,323円	5,227円	8,500円	5,227円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	74組合	年間一時金	1,258,776円
	186組合	夏季一時金	655,036円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和5年6月16日(金)午後2時

連 絡 先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・松浦

▽直 通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:357 組合)

【全体結果】(表1)

項 目	令和5年	令和4年	対前年比
妥結額	11,060円	6,342円	4,718円増 (74.4%増)
賃上げ率	3.70%	2.10%	1.60ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
 - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
 - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では全業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた419組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた357組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この419組合を対象とした加重平均結果については、6月5日公表の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:357組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額11,060円(前年:6,342円)と、対前年比4,718円増・74.4%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299 人以下」が、対前年比 2,935 円増・54.2%増（令和5年:8,349 円 令和4年:5,414 円）

「300 から 999 人」が、対前年比 4,361 円増・73.0%増（令和5年:10,332 円 令和4年:5,971 円）

「1,000 人以上」が、対前年比 4,956 円増・76.3%増（令和5年:11,452 円 令和4年:6,496 円）
となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和5年	令和4年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	7,680	4,507	3,173	70.4	
	30～99人	73	7,503	4,948	2,555	51.6	
	100～299人	89	8,632	5,581	3,051	54.7	
299人以下		177	8,349	5,414	2,935	54.2	↗
300～999人		64	10,332	5,971	4,361	73.0	↗
1,000人以上		116	11,452	6,496	4,956	76.3	↗
総加重平均		357	11,060	6,342	4,718	74.4	
総単純平均(参考)			9,537	5,795	3,742	64.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 11,878 円(対前年比 4,891 円増、70.0%増)、非製造業が10,123 円(対前年比 4,520 円増、80.7%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 17 業種全てでプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増加率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増加率の高かった上位 3 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	➡	スーパー、コンビニ事業を展開する一部大手組合においてマイナス妥結となっているものの、家電・自動車・飲料品・食料品・百貨店などの小売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	➡	食肉加工品製造等を営む一部中堅組合においてマイナス妥結となっているものの、食料品・飲料品の製造・卸売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	➡	各種機械器具の開発・製造を営む一部中堅・中小組合においてマイナス妥結となっているものの、9割を超える大手・中堅・中小組合でプラス妥結となっている。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上あった11業種全てでプラス傾向となりました。

(表4－(1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥 結 額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	265	59,977	11,878	6,987	4,891	70.0	↗
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗
繊維、衣服	24	4,534	11,370	6,714	4,656	69.3	↗
木材、家具・ 装備品	2	479	9,848	4,515	5,333	118.1	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	4	371	13,594	5,937	7,657	129.0	↗
印刷・同関連	4	228	7,581	4,111	3,470	84.4	↗
化学	33	3,760	12,267	7,023	5,244	74.7	↗
石油・石炭製品							
プラスチック製品	3	593	8,968	8,027	941	11.7	↗
ゴム、皮革製品	3	200	4,820	4,210	610	14.5	↗
窯業・土石製品	2	81	13,161	3,999	9,162	229.1	↗
鉄鋼	27	5,690	10,794	7,431	3,363	45.3	↗
非鉄金属	13	970	8,115	6,626	1,489	22.5	↗
金属製品	41	8,527	8,570	6,145	2,425	39.5	↗
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗
電子部品・ デバイス	1	10	10,054	5,780	4,274	73.9	↗
電気機械器具	9	2,509	11,823	5,642	6,181	109.6	↗
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	11	11,050	12,622	7,078	5,544	78.3	↗
その他の製造	2	359	8,471	5,252	3,219	61.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4－(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	92	52,356	10,123	5,603	4,520	80.7	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	11,814	5,000	6,814	136.3	↗
建設業	2	533	2,932	3,310	▲ 378	▲ 11.4	↘
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↗
うち、通信・放送 うち、情報サービス うち、情報制作(出版等)	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↘
運輸業・郵便業	23	13,576	8,311	4,744	3,567	75.2	↗
うち、私鉄・バス等 うち、道路貨物輸送 うち、郵便業 うち、その他	5 10 8	8,860 4,434 282	8,453 7,987 8,951	5,515 3,247 4,045	2,938 4,740 4,906	53.3 146.0 121.3	↘
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↗
うち、金融・保険業 うち、不動産業 うち、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↘
学術研究、専門・技術サービス業	1	467	5,062	6,063	▲ 1,001	▲ 16.5	↘
飲食店、宿泊業							↘
生活関連サービス業、娯楽業	2	30	11,148	3,694	7,454	201.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↗
うち、教育・学習支援業 うち、医療・福祉	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↘
複合サービス事業、サービス業	5	4,129	11,500	9,429	2,071	22.0	↗
うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理 うち、賃貸・広告業 うち、その他	1 4	1,639 2,490	6,992 14,467	3,500 13,332	3,492 1,135	99.8 8.5	↘

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。